

令和5年度 指名停止等一覧公表

南木曾町建設工事入札参加資格者に係る指名停止要綱に基づき、指名停止等の措置を行った入札参加有資格者は、下表のとおりです。

称号又は名称	主たる営業所の所在地	指名停止期間等	理由	措置要件
(株)麦島建設 長野営業所	南木曾町 読書 3227	令和5年11月20日から 令和6年8月19日まで (9か月)	有資格業者である当該事業者の営業所長が、町発注の「妻籠町並み交流センター建設工事」に関して、公契約関係競売入札妨害の罪で略式起訴されたことは、「南木曾町建設工事入札参加資格者に係る指名停止要綱」(平成28年南木曾町告示第55号)別表第9(競売入札妨害又は談合)に該当する。	指名停止要綱別表 第9「抜粋」  (競売入札妨害又は談合) 9 入札参加資格者又はその使用人が、県内及び県外において、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき
(有)松瀬工務店	南木曾町 吾妻 48-2	令和5年11月20日から 令和6年8月19日まで (9か月)	有資格業者である当該事業者の代表取締役が、町発注の「妻籠町並み交流センター建設工事」に関して、公契約関係競売入札妨害の罪で略式起訴されたことは、「南木曾町建設工事入札参加資格者に係る指名停止要綱」(平成28年南木曾町告示第55号)別表第9(競売入札妨害又は談合)に該当する。	